

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六号（電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 携帯電話の役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 略」</p>	<p>1 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	